

報道機関各位

社会福祉課 臨時特別給付金担当

タイトル 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
支給対象世帯の取扱いの変更について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 支給対象世帯の取扱いの変更について
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）について、 支給対象世帯の取扱いが変更となり、新たに令和4年度の住民税均等割が非課税と なった世帯が支給対象に追加されます。 （既に本給付金の支給を受けた世帯に、再度支給されるものではありません。） 事業概要は、別紙のとおりです。	
問い合わせ先	部課係名：健康福祉部社会福祉課 臨時特別給付金担当 担当者名：山内、松岡 電 話：0791-43-6982（内線 2295） F A X：0791-45-3396

○添付資料 有 無 ○ホームページ掲載 有 無 ○議会への報告 有 無

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費や燃料費など物価高騰等に直面する方々への支援措置の強化として、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図り、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯等に対して臨時特別給付金を支給する。

2. 事業内容

(1) 支給対象者 ※運用改善箇所は下線部

ア 令和4年6月1日（基準日）時点で赤穂市に住民登録があり、かつ、同一世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）の世帯主

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降、申請日の属する月までに家計が急変し、同一世帯全員の各々1年間の収入見込額が、住民税均等割非課税水準に相当する額以下となる世帯（以下「家計急変世帯」という）の世帯主

(2) 支給額

1世帯あたり10万円

※1世帯1回限り。既に本給付金の支給を受けた世帯に、再度支給されるものではない。

(3) 支給世帯数（見込み）

ア 住民税非課税世帯 870世帯

イ 家計急変世帯 30世帯

(4) 支給方法

ア 住民税非課税世帯

市から対象世帯あてに送付する確認書が返信され次第、順次支給予定。

イ 家計急変世帯

申請手続きを必要とし、審査後に順次支給予定。

(5) 申請時期等

住民税非課税世帯への確認書は令和4年7月13日（水）に発送開始。

家計急変世帯の申請は令和4年7月20日（水）から郵送または臨時特別給付金窓口（市役所2階202会議室）にて受付開始。

申請期限は、住民税非課税世帯は令和4年10月31日、家計急変世帯は令和4年9月30日。

(6) 給付時期

確認書、申請書を受付後、審査を終えてから約1か月後に振り込みの予定。

3. 担当課

健康福祉部社会福祉課臨時特別給付金担当